

社会福祉法人 大島社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 45 条の 35 第 1 項及び社会福祉法人大島社会福祉協議会会定款第 9 条及び第 23 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 報酬等とは、報酬・賞与其他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- ② 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

(費用弁償)

- 第 4 条 1) 役員及び評議員の費用弁償は、正副会長会、理事会、評議員会、会計調査、会計監査、各種委員会、部会の会議等に出席した場合に行うこととし、その額は交通費の実費とする。
- 2) 交通費の実費とは、東海汽船株式会社大島公園線バス及び波浮港線バスの運賃を準用し、最寄りの停留所から大島町役場前停留所、若しくは農協前停留所までを乗車区間として算出する。
- 3) 役員及び評議員は、その任に就いたとき、会長まで東海汽船株式会社大島公園線バス及び波浮港線バスの最寄りの停留所を申し出なくてはならない。
- 4) 役員及び評議員のうち、その住所地が以下の各号の一に該当するものについては、原則として費用弁償を行わないこととする。
- ① 東京都大島町元町 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目
 - ② 東京都大島町元町字家の上、大金砂、大昇、オンダシ、金砂、金つぼ、神達、神田屋敷、黒まま、小清水、五輪、出払、仲野、丸塚、馬の背、水溜、みたき堂、八重の水、吉谷
- 5) 役員及び評議員への費用弁償は、原則として翌年度の 4 月以降 6 月末日までに支給する。
- 6) 役員及び評議員のうち、行政職員、関係施設・団体職員については、原則として費用弁償を行わないこととする。
- 7) 役員及び評議員の旅費については、社会福祉法人大島社会福祉協議会旅費規程に基づき支給する。

(改 廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附 則

- この規程は 平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定の一部改正は平成 7 年 11 月 24 日から施行する。
- この規程の一部改正は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定の一部改正は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定の一部改正は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。